

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第24号

令和7年7月15日施行

日本ライン漁業協同組合

木曽川中流漁業協同組合

**日本ライン漁業協同組合及び木曾川中流漁業協同組合
内共第 2 4 号第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 2 4 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単位に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 1 1 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項または第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣又はたも網に限るものとする。
ただし、たも網の口径は 4 0 cm 以下とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい うなぎ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
木曽川兼山えん堤下流端から下流 1 5 0 m までの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
今渡えん堤上流端から上流 9 0 m までの区域	〃	〃

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	2 0 センチメートル
うなぎ	3 0 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは、3 0 0 円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
こい、うなぎ(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣・たも網	1 日 7 0 0 円、 1 年 3, 0 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料
雑魚	中学生以下	1 日無料、1 年無料
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	1 日 2 0 0 円、1 年 5 0 0 円
	7 0 歳以上の者	1 日無料、1 年無料

3 遊漁料は、組合の指定する遊証取扱所において納付しなければならない。

ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁所取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁証承認においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 有効期間
 - (4) 注意事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。